# 第4 ヨコハマ3R夢プランの推進

## 1 ヨコハマ3R夢プランの概要

市民・事業者の皆さんと協働して大きくごみを減らしてきた「横浜G30プラン」に続くプランとして、平成 23年 1月に「ヨコハマ3 R夢プラン (横浜市一般廃棄物処理基本計画)」を策定しました。

「ヨコハマ $\hat{3}$  R $\hat{9}$ プラン」ではG $\hat{3}$  Oを礎として、「 $\hat{3}$  R $\hat{1}$  の推進、とりわけ環境に最も優しいリデュース(発生抑制)の取組を進めることとし、ごみと資源の総量を平成 37 年度までに 10%以上、ごみ処理に伴って発生する温室効果ガスについては、平成 37 年度までに 50%以上削減する目標を設定しました。

環境負荷の更なる低減を図り、豊かな環境を後世に引き継ぐことで、子どもたちが将来に「夢」を 持つことのできるまち横浜の実現を目指し取組を進めます。

平成 26 年度からは、「第2期推進計画\*1」がスタートし、「3R夢は新たなステージへ」をキャッチフレーズに、特に「食品ロス\*2・生ごみの削減」と「分別・リサイクルの徹底」に重点を置いた取組を進めていきます。

「ヨコハマâR夢プラン」の3つの目標

- ① 総排出量(ごみと資源の総量)を平成37年度までに10%以上削減、平成29年度までに5%以上 削減(平成21年度比)
- ② ごみの処理に伴い排出される温室効果ガスを平成37年度までに50%以上削減、平成29年度までに25%以上削減(平成21年度比)
- ③ 収集・運搬、処理・処分のすべての段階で、安心と安全・安定を追求

※1 「第2期推進計画」は、平成37年度までを見通した長期的な計画である「ヨコハマ3 R 夢プラン」を進めるため、平成26年度から平成29年度に取り組む施策を具体的に示した計画です。

H22 H25 H26 H29 H30 H37 基本計画 横浜市一般廃棄物処理基本計画(ヨコハマ3R夢プラン) <ごみ処理> (16年間) <し尿等処理> 推進計画 第1期推進計画 第2期推進計画 くごみ処理> (4年間) (4年間) <し尿等処理>

※2 食品ロスとは、本来食べられるのにもかかわらず捨てられている食品のことです。何も手が付けられずに廃棄されている「手つかず食品」、食べ残された食品(食べ残し)、皮を厚くむき過ぎたりして過剰に捨てられているもの(過剰除去)があります。

## 2 市民・事業者への広報啓発活動

## (1) ヨコハマ 3 R 夢プランの P R

市民・事業者にヨコハマ â Ř 夢プランの周知を図り、 â Ř 行動を実践してもらうため、「ヨコハマ â Ř 夢!」をスローガンに各種イベントや広報媒体を活用してPRを行います。

また、横浜F・マリノスには、「ヨコハマ $\hat{3}$   $\hat{R}$   $\hat{\mathbb{B}}$ !」広報大使として、様々な広報活動にご協力いただいております。

## 平成 25 年度実績

	・ザよこはまパレードへの参加 ・新横浜パフォーマンスへの参加 ・ガチでうまい横浜の
イベント	商店街決勝ラウンドへの参加 ・横浜開港祭への参加 ・環境行動フェスタへの参加 ・各
	区区民まつり ・横浜セントラルタウンフェスティバルY154 ・簡易包装推進キャンペ
	ーン他
<b>广</b> 和	・市営地下鉄中吊り広告 ・神奈中バス広告 ・地域情報紙 ・新聞 ・ラジオ ・テレビ
広報	・WEBマガジン・広報よこはま ・庁内報 ・局ホームページ ・ツイッター他

## (2) 子どもたちを対象にした事業

ア 「ヨコハマ 3 R夢」ポスターコンクール

市内の小・中学生を対象に、「分別と3Rでごみ減量!きれいなまちに。」をテーマにポスターコンクールを実施し、入賞作品の表彰を行います。

※ 平成25年度実績

表彰総数 160 点 (応募総数 1,541 点/応募校数 198 校)

## イ 小学4年生向け3R夢副読本

授業でごみについて学ぶ、市内の小学4年生の児童全員(国、県、私立含む)に、 $\hat{3}$  R 夢学習副読本「つなごう未来へ ヨコハマ $\hat{3}$  R 夢!」を配付しています。

#### ウ 環境学習キッズウェブページ「イーオタウン」

ごみ減量のポイントや資源物のリサイクルの流れなど、アニメーションを多用して楽しみながら 学べるウェブページを運営しています。

#### (3) 啓発拠点

誰もが楽しみながら3Rや環境問題について学べるよう、収集事務所や焼却工場に、ごみの分別パネルや環境に関する情報の展示などを行う啓発拠点を設置しています。

## ア 3 R 夢ひろば つづき

所在地 都筑区平台 27-1 (都筑工場内)

TEL 941-7911 FAX 941-7912

ホームページ: http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/kojo/tsuzukik/

## イ 3 R夢ひろば 金沢

所在地 金沢区幸浦 2-7-1 (金沢工場内)

TEL 784-9711 FAX 784-9714

ホームページ: http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/kojo/kanazawak/

## ウ 3 R夢ひろば 鶴見

所在地 鶴見区末広町1-15-1 (鶴見工場内)

TEL 521-2191 FAX 521-2193

ホームページ: http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/kojo/tsurumik/

## エ 3 R 夢ひろば あさひ

所在地 旭区白根 2-8-1 (旭工場内)

TEL 953-4851 FAX 953-4852

ホームページ: http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/kojo/asahik/

#### オ 3 R 夢ひろば 港南

所在地 港南区港南台 8-4-41 (港南事務所内)

TEL 832-0135 FAX 832-5204

ホームページ: http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/jimusho/konan/

#### カ プレパーク・さかえ

所在地 栄区上郷町 1570-1 (栄事務所内)

TEL 891-9200 FAX 893-7641

ホームページ: http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/jimusho/sakae/

#### (4) その他

ア 局事業紹介パンフレット「きれいなまちに」

資源循環局が行う事業全般を分かりやすく紹介するパンフレットです。区役所・収集事務所・工場に配架するほか、施設見学会、各種会合等で市民に配布しています。

#### イ インターネットホームページによる情報提供

資源循環局の業務や3Rに関する情報などを、リアルタイムで分かりやすく市民に提供しています。 平成25年度トップページアクセス件数:約21万件

アドレス: http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/

また、ごみの分け方・出し方や分別方法などについて、より簡単・身近に情報提供するツールとしてモバイルサイトを開設(平成20年9月)し、携帯電話からもごみ関連の情報が確認できるよう情報発信をしています。

平成25年度トップページアクセス件数(モバイルサイト):約6万件

アドレス: http://m.city.yokohama.lg.jp/sj/

#### ウ 施設見学会

ごみ処理の実態を学び、ごみ減量の必要性等を理解して頂き、3 R の普及啓発を図るため、市民を対象に、焼却工場や選別センター等の見学会を実施しています。また、小学校4年生が授業の中でごみについて学習することにあわせて、小学校の社会科見学のひとつとして焼却工場の施設見学の全校受入れを実施しています。

平成25年度市内小学校4年生受入実績:338校

エ 横浜市ごみ分別辞典「MIctionary (ミクショナリー)」

出したいごみの品名を入力するだけで分別が分かる検索システムを、インターネット上で提供しています。

平成25年度 検索件数 約58万8千件

アドレス: http://cgi.city.yokohama.lg.jp/shigen/bunbetsu/

#### オ スマートフォンアプリによる情報提供

横浜市ごみ分別辞典「MIctionary (ミクショナリー)」や、収集曜日をカレンダー設定できる機能など、利便性の高い「横浜市ごみ分別アプリ」と、楽しみながらごみの分別を学べる「横浜市ごみ分別ゲーム」の2種類のスマートフォンアプリを提供しています。

平成25年度 ダウンロード数 約1万5千件

(「横浜市ごみ分別アプリ」 約1万3千件 「横浜市ごみ分別ゲーム」 約2千件)

#### カ ソーシャルネットワーキングサービス (ツイッター) による情報提供

平成 24 年 6 月 1 日から環境創造局及び地球温暖化統括本部と共同で、ツイッターの運用を開始しています。当局は記者発表情報といった横浜市が発信する情報をはじめ、エコライフに繋がるイベントの情報や、資源・環境に関する豆知識を発信しています。

アカウント名:横浜環境情報 twitter (@yokohama\_kankyo)

フォロワー数 (当アカウント発信情報を受け取っている方の数): 2,082 人 (平成 26 年 5 月 28 日現在)

## 3 市民・事業者・行政が協働し、ごみ減量を推進



# (1) 「ヨコハマ 3 R夢」推進会議

ごみと資源の総量とごみ処理に伴う温室効果ガスの削減に向けた $\stackrel{\land}{3}$   $\stackrel{\land}{R}$  行動の推進に向け、全市的な体制として市長、副市長、技監、危機監理監、全区局・統括本部長からなる「ヨコハマ $\stackrel{\land}{3}$   $\stackrel{\not}{R}$  夢」推進会議を設置し、計画の進行管理、ごみと資源の総量とごみ処理に伴う温室効果ガスの削減目標・取組方針を決定し、全庁的に $\stackrel{\land}{3}$   $\stackrel{\land}{R}$  行動を推進しています。

また、各区の実情に合わせた形で推進体制を構築し、市民・事業者・行政が協働し、一体となって「ヨコハマ<sup>3</sup> R 夢プラン」を推進するための行動計画の作成や進行管理をしています。

## (2) 環境事業推進委員制度

環境事業推進委員は、市長の委嘱を受けて(任期2年、平成25・26年度:約4,500人)自治会・町内会などの地域や行政と緊密に連携し、ごみの減量による脱温暖化に向けた3R行動を中心に次のような取組を行っています。

- ごみ集積場所における分別排出の実践・啓発活動
- 3 R 活動を中心とした環境行動の実践・啓発活動
- ・ 地域清掃活動の推進
- ・ 清潔できれいな街づくりの推進
- ・ 地域への情報提供
- ・ 住民からの相談と行政機関への連絡

また、区ごとに連絡協議会を組織し、情報・意見の交換などを通じて推進委員相互の連携を強化 しています。

## (3) 横浜環境行動賞「ヨコハマ3R夢」推進者表彰

さまざまな地域活動の中で、「ヨコハマ $\hat{3}$  R $\hat{g}$ 」の推進に功労のあった個人・団体・事業者の表彰を行います。

#### 平成 25 年度表彰者

区分	個 人	団 体	事業者	合 計
ョコハマ3R夢行動推進者	11	10	1	21
3 R 活動優良事業所			45	45
一般廃棄物収集運搬業優良事業者	_	_	20	20
清潔できれいな街づくり推進者	14	27	-	41
環境事業推進委員永年在職者	572	_	-	572
合 計	597	37	65	699

#### ※記念講演会

日 時 平成25年12月1日

場 所 関内ホール 大ホール

講 師 秦 万里子(音楽家)

参加者 1,022名

# (4) ヨコハマ<sup>リデュース</sup>ひろば

環境に負荷をかけない循環型社会を実現するため、分別・リサイクルはもちろんのこと、3Rの うち、もっとも環境にやさしい取組であるリデュース(発生抑制)について、市民・事業者・行政 の三者が協力して推進しています。

誰もが参加できる「ヨコハマ R ひろば」では、ウェブサイトで情報の受発信を行っており、市民・事業者・行政の三者で構成される「ヨコハマ R 委員会」では、リデュースに関する提案や相談を受けて、情報の提供、広報、協力者の紹介などを行っています。

平成26年度においては、三者の協力により実現した取組についてPRしていくことなどを通じ、 市民や事業者に対してわかりやすい形でリデュース活動を提案し、横浜におけるリデュースの取組 を推進していきます。

ョコハマ R ひろば (ウェブサイト http://www.r-hiroba.jp/)

	7 II - 7 - d.
ヨコハマ3R夢パートナー	「リデュースや´´â´R`に取り組もう!」そんな思いを持つ方や事業者等が
・サポーター	ウェブサイト上で参加登録するしくみです。
	【ヨコハマ 3 R 夢パートナー】(平成 26 年 3 月末現在 88 登録) ・ 横浜市内に事業所や店舗、活動拠点のある事業者・団体を対象
	(*スーパー等と協定を締結し環境にやさしい消費、販売行動を推進する「G30エコパートナー協定」は平成22年度で終了)
	【ヨコハマ 3 R 夢サポーター】(平成 26 年 3 月末現在 503 名) ・横浜市内の在住、在学、在勤の個人の方を対象
メールマガジン	3 Rやリデュースに関する最新の情報を届けます。
イベント開催・参加	いろいろな機会を捉えてリデュースの取組をPRします。
ヨコハマ R 委員会	委員長: 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 西尾チヅル 副委員長: 横浜市町内会連合会 岩崎忠雄 ほか 25 名 (平成 26 年 4 月 1 日現在)
	・会議:全体会議(年2回開催予定)検討会議(提案が寄せられた場合に随時開催)
	※ 平成25年度開催数:全体会議2回、検討会議等3回
	・委員会の役割:リデュースの取組実現に向けた支援の調整等
	・平成25年度活動例:マイボトルの推進、「食品ロス」削減の啓発活動
リデュース	
ヨコハマ´R ひろばブログ	横浜らしく、かっこよく、「もったいない」を楽しむために身の周りの
	ちょっとしたリデュースにつながることを探し、実践・報告するブログです。

## 4 徹底的なごみの分別と資源化の推進

## (1) 家庭系ごみ

#### ア 分別収集品目拡大事業

横浜市では、家庭ごみの減量・リサイクルを推進するため、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、スプレー缶、古紙、古布、燃えないごみの分別収集について、平成17年4月から全市で実施しています。

### 分別拡大前(5分別7品目)

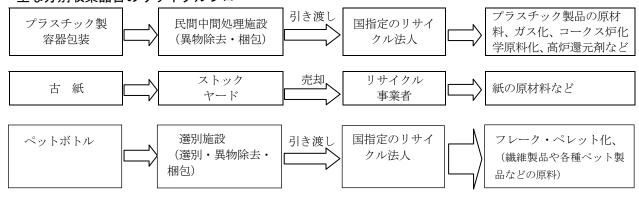
		家	缶・びん ・ペット ボトル	小さな 金属類	乾電池	粗大ごみ			
分別拡フ	大後(10 分5	引 15 品目			-				
燃やす ごみ	プラス チック製 容器包装	スプレ 一缶	古紙(新聞、雑誌・ その他の紙、段ボー ル、紙パック)	古布	燃え ない ごみ	缶・びん ・ペット ボトル	小さな 金属類	乾電池	粗大ごみ

#### 分別収集品目の資源化量(平成25年度実績)

(単位:トン)

プラスチ ック製容 器包装	スプレ 一缶	古紙	古布	蛍光灯 ・電球	缶	びん	ペットボトル	小さな 金属類	乾電池	粗大 金属	ガラス 残さ
48, 079	627	2, 687	791	201	9, 654	22, 337	12, 064	5, 163	485	6, 464	5, 224

#### 主な分別収集品目のリサイクルフロー



※プラスチック製容器包装の市町村負担分は、横浜市が再商品化委託しています。

## イ 缶・びん・ペットボトルの分別収集

家庭から排出された缶・びん・ペットボトルを資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

缶・びんの分別収集は、平成5年3月から30%の世帯を対象に本格的にスタートし、平成6年10月からは市内の45%の世帯に拡大し、平成7年10月からは市内全域で実施しています。

ペットボトルの分別収集は、平成11年2月から緑区・青葉区・都筑区で実施し、平成12年2月には、港南区・戸塚区・栄区・泉区の4区へ拡大、平成13年2月には鶴見区、神奈川区、西区、中区へも拡大し、平成14年3月からは市内全域で実施しています。

収集した缶・びん・ペットボトルは、資源選別施設で缶は材質別、びんは色別に選別し、缶と無色・茶色のびんは品目ごとに再生資源として売却し、ガラスびんのうち無色・茶色以外のその他色のもの(特定事業者負担分)とペットボトルについては、容器包装リサイクル法に基づき指定法人に引き渡し再商品化しています。なお、その他色のガラスびんの市町村負担分は横浜市が再商品化委託しています。

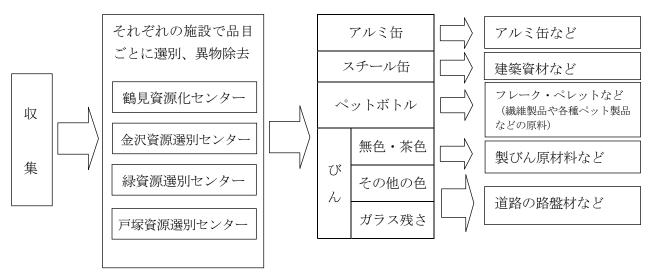
## 資源化実績(缶・びん・ペットボトル)

(単位:トン)

	年 度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
	アルミ缶	4, 582	4,672	4, 571	4, 545	4, 611
<i>ь</i> п	スチール缶	6, 069	5, 818	5, 666	5, 281	5, 043
処理	びん	21, 604	21, 973	22, 169	22,001	22, 337
理内	ペットボトル	12, 087	12, 421	12, 649	12, 270	12, 064
訳	ガラス残さ	5, 579	5, 435	5, 357	5, 222	5, 224
F/\	合計	49, 921	50, 319	50, 412	49, 319	49, 279

<sup>※</sup> 端数処理のため、品目ごとの和と最下段の計が一致しない場合があります。

## 缶・びん・ペットボトル分別収集フロー



### ウ 古紙及び古布の分別収集

家庭から排出された古紙及び古布を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

古紙及び古布の分別収集は、平成15年10月のモデル事業から収集を開始し、モデル事業の結果を踏まえて平成16年10月から実施した6区における分別収集品目の拡大実施を経て、平成17年4月から全市で実施しました。平成26年4月から、市内の家庭から排出される古紙については、原則として資源集団回収により回収されています。(ただし、拠点回収及び「ふれあい収集」など戸別収

集が必要な場合は、行政による回収を実施しています。)

収集した古紙及び古布は、市内7か所のストックヤード(一時保管場所)に集め、そこで再資源 化業者に引き渡します。引き渡した古紙及び古布は、選別・梱包された後、古紙は製紙メーカーな どで製紙原料としてリサイクルされ、古布は国内及び海外で古着としてリユースされたり、ウエス やフェルトなどの原料としてリサイクルされます。

#### エ プラスチック製容器包装の分別収集

家庭から排出されたプラスチック製容器包装を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

プラスチック製容器包装の分別収集は、平成15年10月のモデル事業から収集を開始し、モデル 事業の結果を踏まえて平成16年10月から実施した6区における分別収集品目の拡大実施を経て、 平成17年4月から全市で実施しました。

収集したプラスチック製容器包装は、中間処理施設で異物を除去した後に圧縮、梱包し、容器包装リサイクル法に基づき、指定法人に引き渡し資源化しています。なお、プラスチック製容器包装の市町村負担分は、横浜市が再商品化委託しています。

## オ 粗大ごみ、小さな金属類、スプレー缶、乾電池及び蛍光灯・電球の分別収集

家庭から排出された粗大ごみのうち金属類と、小さな金属類、スプレー缶、乾電池及び蛍光灯・電球を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

#### カ 分別ルールを守らない者に対する罰則制度

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、分別にご協力いただいている多くの市民の皆さまが不公平感を抱かず、今後も意欲的に分別していただけるよう、繰り返し指導などを行っても分別しない方に対して罰則(過料2,000円)を科す制度を平成20年5月1日から実施しています。

#### 【平成25年4月から平成26年3月までの状況】

調査した 集積場所数(延べ)	指導	勧告	命令	過料
30,889 か所	3,300件	4件	0 件	0件

#### キ 集合住宅対策

分別ルールの徹底・定着に向け、ルールが守られていない集合住宅を対象に、管理会社等に対して改善の取組への協力を依頼しています。

また、分別ルールが守られていない集合住宅について、要望に応じて早朝啓発や分別説明会等の 啓発・指導を集中的に実施しています。

#### ク 資源集団回収促進事業

ごみの減量とリサイクル意識の醸成を目的として、紙類、布類、金属類、びん類の回収を、自治会・町内会、子ども会、老人会、PTA等市内約4,300団体が実施しています。

横浜市では、昭和58年度から資源集団回収の拡大に取り組んでおり、平成25年度は、登録団体に対して1kg当たり3円を、登録業者に対しては品目別に市況等を考慮した奨励金を回収量に応じて交付しました。

平成26年度も引き続き登録団体に対しては1kg当たり3円を、登録業者に対しては品目別に市 況に応じて算出した単価で回収量に応じて交付するなど、回収のより一層の促進を図ります。

平成26年4月から、市内の家庭から排出される古紙については、原則として資源集団回収により回収されています。(ただし、拠点回収及び「ふれあい収集」など戸別収集が必要な場合は、行政による回収を実施しています。)

#### 登録団体数と回収量の推移

		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
回収団体 (団体)		3, 987	4, 021	4, 091	4, 195	4, 327
回収量(トン)		180, 771	185, 791	189, 534	193, 178	194, 336
品	紙類	172, 805	176, 460	178, 741	182, 253	182, 912
別(トン)	布類	6, 990	8, 298	9, 578	9,602	9, 864
目別(トン)回収量	金属類	960	1, 013	1, 168	1, 270	1, 490
重	びん類	17	20	47	53	70

<sup>※</sup> 端数処理のため、内訳の合計と回収量が一致しない場合があります。

#### ケ 資源回収ボックス

資源物のリサイクルとごみの減量化を推進するため、常設の資源回収拠点を設置し、市民の方々が持ち込む資源物を回収しています。

「港南資源回収センター」では、新聞、雑誌、その他の紙、段ボール、紙パック、布類、缶・びん・ペットボトルを回収しています。

また、一部の区役所・地区センター・コミュニティハウスなど 105 か所に設置した「資源回収ボックス」では、新聞、雑誌・その他の紙、紙パック、布類を回収しています。

#### コ センターリサイクル

センターリサイクルとは、各区の資源循環局事務所が実施している資源物の拠点回収です。

平成17年度からは、全収集事務所(緑区のみ長坂谷ヤード)において、資源物の受入れをしています。資源物の回収だけでなく、職員による分別方法の説明やアドバイスを行い、「ヨコハマ 3 R 夢」等をPRしています。

#### サ 家庭用生ごみコンポスト容器の購入助成

家庭から排出される生ごみを減量・リサイクルするために、生ごみをたい肥にする容器の購入助成(助成金額 上限 3,000 円/基、1 世帯 2 基まで)を行っています。平成 26 年度の助成基数は 500 基を予定しています。

(単位:基)

#### 購入助成基数

21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
708	569	562	426	468

参考:平成4年度助成制度開始。累積23,161基

#### シ 家庭用電気式生ごみ処理機の購入助成

家庭から排出される生ごみを減量・リサイクルするため、家庭用電気式生ごみ処理機の購入助成 (助成金額は購入額の2分の1とし、上限10,000円、1世帯1基まで)を行っています。平成26 年度の助成基数は250基を予定しています。

#### 購入助成基数

(単位:基)

21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
499	338	172	205	206

参考: 平成 15 年度助成制度開始(14 年度はモデル事業として実施)。累積 12,074 基

#### ス 土壌混合法

生ごみの減量に向けた取組の一つとして、土壌混合法の普及啓発を行っています。土壌混合法は、 プランターを使用して、家庭からの生ごみを土と混ぜ合わせることで、土中の微生物が生ごみを分解し、土を栄養分豊かなものに変える方法で、生ごみを削減することができ、花や野菜を植える良質な土として使うことができます(平成25年度実績:各区講習会実施回数計187回)。

#### セ 生ごみ資源化調査事業

更なる資源の有効利用と温室効果ガスの削減を目指し、燃やすごみの中に3割以上含まれている 生ごみ等のバイオガス化について、他都市の動向等を踏まえ、創エネルギー効果などの観点から、 本市における実現可能性を検討します。

#### ソ 小型家電回収・リサイクルモデル事業

平成25年10月から、携帯電話やデジタルカメラ等の小型家電について、本格的な回収実施に向けた検証を行うためのモデル事業を実施しています。

対象は、小型家電リサイクル法施行令に規定されている品目のうち、小型家電回収ボックスの投入口(30cm×15cm)に入る長さ30cm未満の使用済小型家電で、各区の総合庁舎や資源循環局事務所等に専用の回収ボックスを設置して回収するとともに、18区で行われる区民まつり等のイベント会場でも回収しています。

今後、国や事業者等の動向等を踏まえ、本市にあった回収方法やリサイクル手法等について検討 していきます。

#### タ 廃棄物及び資源物の持ち去り禁止

平成25年4月1日より「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部 改正が施行され、集積場所等に出された廃棄物及び資源物を持ち去ることは禁止されています。条 例に違反した場合、20万円以下の罰金に処されることがあります。

それに伴い、持ち去り対策として重点地区のパトロールを実施しています。

#### (2) 事業系ごみ

ア 減量・リサイクルの啓発、働きかけ

各種業界の会議等に出向くなど、様々な機会をとらえて、ごみ減量・リサイクルの実践について 働きかけを行っています。

#### ※ 平成25年度実績

事業者への働きかけ:13回 3,204名

#### イ 立入調査

大規模事業所は、条例に基づき年1回減量化・資源化等計画書を提出することになっており、これに記載されている内容と実際の取組状況等について立入調査を行い、減量・リサイクルと適正処理を指導します。さらに、平成23年度からは、台帳整理のため中小事業所への電話による現況確認を開始しました。

### 大規模事業所立入調査実績

年 度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
事業所数	2, 668	2, 668	2, 698	2, 785	2, 800
調査件数	634	822	865	891	878
※参考 中小事業所 調査等件数	862	1, 105	3, 154	3, 488	3, 859

#### ウ 焼却工場での搬入物検査

焼却工場での搬入物検査を恒常的に実施し、古紙等の資源物や廃プラスチック類等の産業廃棄物が搬入された場合は、持ち帰り等の指導を行うとともに資源化ルートへの誘導等を行います。

また、問題の見受けられた収集運搬業者や排出事業者等へ立入調査を行い、分別の徹底について指導しています。

#### 搬入物検査実績

年 度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
検査台数	164, 095	176, 847	185, 475	188, 243	184, 958
指導台数	517	406	614	606	1,028
持ち帰り台数	32	27	47	66	63

#### エ 分別ルールを守らない事業者に対する罰則制度

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、ごみの分別区分や 排出方法のルールを守ることを義務づけるとともに、繰り返し指導を行ってもルールを守らない事 業者に対して改善を促し、最終的には罰則(過料2,000円)を科す制度を平成20年5月1日から実 施しています。

#### オ 公共用コンポスト事業

小学校等に生ごみ処理機を設置し、給食残さをたい肥として再利用するとともに、環境教育への 活用を図ってきました。

しかし、稼働機械が耐用年数を超過し、保守点検費や修繕費が高額になったことに加え、処理機メーカーの撤退等により、保守が困難な状況になったことから、教育委員会と協議の上、25年度で本事業は終了し、26年度は機械の撤去を行います。

※給食残さについては、教育委員会が実施する廃棄物等処理事業に移行しています。

#### カ 「市役所ごみゼロ」の推進

横浜市役所も一排出事業者として全職員にごみの発生抑制と分別を働きかけ、施設から排出されるごみの減量・リサイクルに取り組んでいます。

#### キ 「食べきり協力店」事業の推進

焼却される事業系ごみの3割以上を占める食品廃棄物の減量化が課題となっています。

そこで、飲食店等の協力をいただきながら、効果的に食べ残しを減らす取組を実践していただける店舗を「食べきり協力店」として登録し、取組内容等をホームページで紹介しています。

平成24年度は関内地区を中心にモデル的に実施しましたが、平成25年度からは対象を全市に拡大し本格実施しています。

今後も引き続き「食べきり協力店」事業の取組を積極的かつ継続的に進め、市内に食べきりの輪を広げていきます。

## 食べきり協力店取組項目(以下の5項目のうち1つ以上を実践していただいています。)

- ・小盛りメニュー等の導入
- ・持ち帰り希望者への対応
- ・食べ残しを減らすための呼びかけ実践
- ・ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施
- ・上記以外の食べ残しを減らすための工夫

#### 食べきり協力店登録状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	累計
	(モデル事業)	(全市)	
飲食店	100	320	420
宿泊施設	4	1	5
計	104	321	425

## 5 環境に配慮したごみ処理の推進

## (1) 焼却処理

横浜市では、鶴見工場、旭工場、金沢工場及び都筑工場の4工場で、減量化、資源化してもなお 残る可燃ごみの全量を焼却処理しています。

現在稼働中の焼却工場は、高性能な設備を備え、ろ過式集じん器 (バグフィルター)、排ガス脱塩設備、脱硝設備、排水処理設備等を設けるなど公害防止にも細心の注意を払い、さらに工場建物自体のデザインを地域の景観と調和するよう創意工夫し、敷地内には植樹などを施して緑化に努めています。

また、焼却工場から発生する蒸気は、発電に利用するとともに自家消費及び余熱利用施設への供給を行い、熱エネルギーの多角的有効利用を図っています。

なお、保土ケ谷工場については、平成22年度から一時休止しており、バックアップ工場として位置付けるとともに、工場の既存施設を利用した中継輸送施設を整備し、効率的な収集体制を確保しています。

工場別焼却量 (単位:トン)

年 度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
鶴見工場	255, 108	261, 606	270, 501	282, 575	237, 674
保土ケ谷工場	122, 758	ı	ı	_	ı
旭 工 場	125, 533	126, 147	129, 568	129, 921	126, 587
金沢工場	267, 380	289, 435	283, 710	283, 836	304, 943
都筑工場	151, 225	229, 694	234, 812	215, 933	225, 238
合 計	922, 004	906, 882	918, 591	912, 265	894, 442

<sup>※</sup>保土ケ谷工場は、平成22年3月に休止。

#### 焼却工場における排出ガス中のダイオキシン類濃度 (単位:ng-TEQ/m³)

工場名	号炉	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
	1	0.011	0.0073	0.0044	0.0065	0.00053
鶴見	2	0.0015	0.0033	0.0013	0.0011	0.0000054
	3	0.0083	0.0058	0.0029	0.0040	0.0092
	1	_	_			
保土ケ谷	2	0.023		1		1
	3	0.019				
	1	0.0055	0.000092	0.000065	0.000035	0.00071
旭	2	0.0020	0.000040	0.0039	0.00015	0.0000066
	3	0.0058	0.00000021	0.0000011	0.00064	0.00014
	1	0.000026	0.00000012	0.00011	0.0000063	0.00016
金 沢	2	0.000070	0.00000082	0.00020	0.0000080	0.0000028
	3	0.000028	0.00000065	0.00093	0.00013	0.0000026
	1	0.028	0.0056	0.025	0.051	0.000056
都 筑	2	0.046	0.051	0.061	0.085	0.00081
	3	0.048	0.070	0.42	0.022	0.025

※22 年度以降、保土ケ谷工場は通年稼動なし

・排出基準 1ng-TEQ/m³ (金沢工場は、0.1ng-TEQ/m³)

## (2) 焼却灰の有効利用

最終処分場の延命化と環境負荷の低減を図るため、焼却灰の有効利用を進めています。

平成26年度は、平成22年度から一時休止していた金沢工場灰溶融施設を再稼働させて、焼却灰の一部を溶融スラグ化し、道路路盤材として有効活用しています。また、平成25年度に引き続き民間事業者への焼却灰資源化委託を行っています。

#### (3) 埋立処分

現在、横浜市では臨海部海面にある南本牧廃棄物最終処分場1か所で埋立処分を行っており、焼 却残さ等の一般廃棄物と産業廃棄物を受け入れています。

この南本牧廃棄物最終処分場と平成23年3月末に埋立を終了した神明台処分地では、排水処理施設を設置し、処分場から発生する浸出水の適正な浄化処理を行うとともに、定期的に大気、水質、土壌等の環境調査を実施するなど、処分場周辺の環境に影響を与えないよう環境保全に努めています。

平成 26 年度からは、南本牧廃棄物最終処分場をより長く使うために、埋め立てた廃棄物の高密度 化工事を行います。また、平成 29 年度の開設に向け整備中の、南本牧ふ頭第 5 ブロック内の新規処 分場については、遮水護岸工事等の施工とあわせて、新規排水処理施設の実施設計を行うとともに、 工事に着手していきます。

23 年度

138,823

138, 823

22 年度

121, 196

16,846

138, 042

#### 一般廃棄物埋立量

年 度

神明台処分地

南本牧処分場

計

21 年度

113,003

12, 592

125, 595

24 年度	25 年度
139, 603	135, 523

139, 603

(単位:トン)

135, 523

## (4) 焼却工場の余熱利用

現在横浜市内で稼働中の4つの焼却工場(鶴見工場、旭工場、金沢工場、都筑工場)では、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを有効に活用するとともに、財源の確保を図っています。

焼却工場では、ごみ焼却に伴い発生する蒸気を、工場内の機器、冷暖房に利用するほか、工場に 併設した余熱利用施設(温水プール、老人福祉センター、高齢者保養研修施設(ふれーゆ)等)に 供給しています。

また、蒸気タービン発電機による発電を行っており、発電された電力を工場内の機器運転や照明 に利用するほか、各工場の余熱利用施設、北部第二水再生センター、北部及び南部汚泥資源化セン ターに供給し、更に、余剰電力を電気事業者に売却しています。

平成25年度の売却電力量は、磯子区の世帯に相当する約7万2千世帯が、1年間に消費する電力となります。売電収入は、平成25年3月よりFIT制度(※)の適用を受けたことにより前年度と比較して大幅増収し、約42億円もの収入になりました。

平成 25 年度発電実績 (平成 25 年 4 月~平成 26 年 3 月) (単位: kWh)

	<b>公</b> 及電電力具	内 訳			
	総発電電力量 <del> </del>	所 内 消 費 量	余熱利用施設等	売電電力量	
鶴見工場	88, 685, 790	28, 926, 483	3, 396, 810	56, 362, 497	
旭工場	45, 445, 290	16, 691, 750	425, 520	28, 328, 020	
金沢工場	135, 801, 560	43, 251, 400	1, 402, 340	91, 147, 820	
都筑工場	83, 920, 620	24, 743, 750	2, 369, 230	56, 807, 640	
計	353, 853, 260	113, 613, 383	7, 593, 900	232, 645, 977	

注)鶴見工場の所内消費量には鶴見資源化センター消費量、金沢工場の所内消費量には金沢 資源選別センター消費量を含みます。

鶴見工場及び金沢工場の売電電力量は環境創造局への売電電力量を含みます。

#### ※再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT制度)

再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、 国が定める固定価格以上で一定の期間売却できる制度で、平成24年7月1日にスタートしました。 平成25年3月から旭工場及び金沢工場がこの制度を適用して電力を売却しています。

## (5) 廃棄物減量化・資源化技術等の調査・研究

廃棄物の更なる減量化や資源化、適正処理の推進等に関する技術の調査・研究を行っています。

## (6) 排出禁止物·適正処理困難物

横浜市では、有害性物質を含むもの、著しく悪臭を発するもの、危険性のあるもの、容積又は重量の著しく大きいもの、その他本市の行う処理に著しい支障を及ぼすものを排出してはならないこととしています(例えば、タイヤ、オートバイ、消火器、化学薬品、バッテリー、塗料等)。

また、家電リサイクル法に基づき、テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機、 エアコンの4品目は市が収集しない品目(排出禁止物)になっています。

さらに、家庭で使用しているパソコンは平成 15 年 10 月から製造事業者による自主回収・リサイクルが義務づけられたため、排出禁止物に指定しました。

なお、スプリングマットレスは処理が困難なことから、適正処理困難物として指定しています。 今後も、県内や首都圏の自治体とも連携して、事業者の団体等に働きかけ、回収等の一貫した処理システムの構築を求めていきます。

## (7) 一般廃棄物処理業者に対する許可及び指導

事業活動に伴って発生する一般廃棄物の収集運搬や処分を業として行う者に、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を行っています。

また、許可を与えた業者には、事業系ごみの減量・リサイクル及び適正処理が推進されるよう適 宜指導を行っています。

#### 一般廃棄物処理業者数(年度末現在)

年 度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
収集運搬業	117	119	118	116	117
処分業	12	13	14	13	13

## 6 環境にやさしい、きれいな街づくりの推進

「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向け、街の美観や快適な生活環境を損なう空き缶等の散乱防 止対策、不法投棄防止対策及び放置自動車対策を行っています。

## (1) クリーンタウン横浜事業

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に掲げた「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向けて、クリーンタウン横浜事業を実施しています。

この事業では、清潔な街をつくるため、主要駅や繁華街などを美化推進重点地区として指定し、 歩道等の清掃と路上違反広告物の除去を一体的に行う「クリーンアップ事業」を実施しています。 また、各区では、美化推進員による清掃活動やポイ捨て防止の啓発活動を行っています。

さらに、たばこの火による火傷や服の焼け焦げなどから市民の安全を守るため、横浜駅周辺地区、 みなとみらい21地区、関内地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川・仲木戸駅周辺地区、新横浜駅周辺 地区の6地区を喫煙禁止地区に指定しています。喫煙禁止地区では職員が巡回し、違反者には2,000 円以下の過料を適用しています。

#### 美化推進重点地区における活動状況 (平成 25 年度)

重点地区数	全25か所 都心部:6か所(横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、 関内地区、山下・元町地区、伊勢佐木・野毛地区・新横浜
	地区) その他各区主要駅周辺:19か所
 面積	都心部: 443ha その他各区主要駅周辺: 485.6ha
都心部美化推進員数	19人(うち、喫煙禁止地区内の指導員:16人)
各区美化推進員数	83 人
各区美化推進員による、	849 件 (喫煙禁止地区内の処分適用件数は別途下表のとお
歩行喫煙者等への啓発指導	9)
歩道清掃 (清掃日数)	52 日~361 日

※都心部及び各区美化推進員数は平成26年4月1日時点

#### 喫煙禁止地区における活動状況(平成25年度)

20,20,20,20,20,20,20,20,20,20,20,20,20,2				
	<6か所>			
	横浜駅周辺地区			
	みなとみらい21地区			
喫煙禁止地区数	関内地区			
	鶴見駅周辺地区			
	東神奈川•仲木戸駅周辺地区			
	新横浜駅周辺地区			
合計面積	約 25ha			
美化推進員数	16 人			
過料処分適用件数	1,803件			



## (2) 不法投棄防止対策

不法投棄防止対策として、不法投棄されたごみの早期撤去を行うほか、不法投棄されやすい地域での夜間監視パトロールの実施や警報装置の設置など、防止策の強化を図っています。また、市内全域で営業活動しているタクシー業界と「不法投棄の情報提供に関する協定」を締結しています。

さらに、各区では、地域の実情に応じた不法投棄防止策の実施や、広報よこはま区版を活用して の不法投棄防止の啓発活動を行っています。

## 不法投棄防止実績

年 度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
夜間監視パトロールの実施	延 210 日	延 400 日	延 481 日	延 705 日	延 600 日
警報装置(うち新規)	37 台(1)	38台(1)	39台(1)	39台(0)	38台(0)
防止立て看板の作成	3,530 枚 (プラスチック製)	240 本・脚有 195 枚・脚無	2, 315 枚 (プラスチック製)	250 本・脚有 303 枚・脚無	1,575枚 (プラスチック製)
※不法投棄処理	約 1, 485 t	約 1,512 t	約 1, 256t	約 1, 160 t	約 1, 458 t
河川清掃及び沿岸不法投棄処理	約 198 t	約 179 t	約 192 t	約 100 t	_

<sup>※</sup> 処理実績については、委託(大規模、放置自動車周辺ごみ)による処理量を含みます。

## (3) 放置自動車の処理

放置自動車の撤去処理については、「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に 関する条例」に基づき実施しています。

処理にあたっては、市民の方々からの通報等をもとに調査を行い、所有者の判明した車両については、所有者に撤去をさせるほか、所有者が判明しない車両については、廃物判定委員会に諮問し廃物と判定されたもの、及び本来の用に供することが困難であることが明らかと市長が認めたものについて、公告、廃物認定を経た後に撤去しています。

## 放置自動車処理実績 (単位:件)

年 度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
発見・通報	262	188	154	151	152
委員会諮問	112	92	62	57	50
諮問不要	14	7	4	4	8
横浜市撤去	95	112	65	63	50
自主撤去	163	127	108	104	99

<sup>※</sup> 撤去については、発見・通報をした年度を越えて実施している場合があります。